

「司法面接」的手法を導入しようとする法改正の再考を求める会長声明

本年3月14日、政府は国会に対し「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」を提出し、現在、国会で審議中である。

同法律案は、主として近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため犯罪構成要件を見直し、また、性犯罪に係る公訴時効の期間を延長する等の法改正を行うことを目的としている。

性犯罪は「魂の殺人」と表現されることがあるように、時として被害者の人格を破壊しかねない重大な被害を生み出すものであり、かかる犯罪を防止するためにも、一定の法改正が必要であることは当会としても首肯できる。

一方、同法律案には、刑事訴訟法第321条の3を新設し、「司法面接」的手法を導入しようとする法改正が含まれている。

司法面接とは、心理学的知見に基づき、被暗示性・被誘導性が高いという子供の供述特性に着目し、供述の変遷を防ぎ、二次被害を防止するため、被害からできるだけ早い時期に、原則として一度だけ、録音・録画を行いながら、子供からの自由報告を重視して行う聴取の方法と定義される（法務省「性犯罪に関する刑事法検討会取りまとめ報告書」（令和3年5月））。司法面接手法による聴取という概念は、欧米において子供の証言による冤罪が起こったことなどを契機に研究され、実務化されたという経緯がある。その観点から、専門的訓練を受け、手法に習熟した中立の面接者が（中立ではない捜査官が聴取者となれば、属性上、被暗示性・被誘導性を排斥できない）、被害や目撃などの体験後なるべく早く（記憶が長続きせず変わりやすいため）、暗示や誘導が入り込む余地のない状況下で、聴取を1度だけにして行うこと、などを標準的手順とすることで適切かつ適正な供述の証拠化を目指すものである。

かかる概念を忠実に実施する司法面接の手法の導入は、被害者である子供らの心理的負担を軽減するとともに、被暗示性・被誘導性を排除した結果、被疑者・被告人とされた者を冤罪により処罰されないよう、適正な手続に資するものと言え、当会としてもかかる司法面接を導入することは反対するものではない。

ところが、同法律案における「司法面接」的手法は、聴取者の限定がなく、したがって心理学的知見をはじめ専門的訓練を受けて習熟した中立の者によってなされる保証がなく、その他被暗示性・被誘導性を排除するための適切な定めが置かれていないと言わざるを得ない。

また司法面接は、本来、子供に代表される被暗示性・被誘導性の高い者を対象とすべきであるところ、同法律案による改正後の刑事訴訟法第321条の3第1項第1号では、制度適用となる供述者の属性について限定がなされておらず、ことに同号ハに至っては、罪種等の限定すらなしに適用が可能となっている。したがって、改正法施行後の同条の運用次第によっては、実務上極めて広汎に適用することが可能な条文となっているのである。そして同条に基づいて記録された供述者の供述は、公判期日において供述されたものとみなすこととなっている（同条2項）。

このように、同法律案の規定する「司法面接」的手法は、本来の意味の「司法面接」とは似て非なるものと言うべきであり、極めて遺憾な内容となっている。

刑事訴訟は、無辜の者を処罰することのないよう、長年にわたり人類の知恵を絞り制度を築き上げてきた。その制度の一つが憲法に規定する証人審問権（憲法37条2項）であり、また、伝聞法則をはじめとする証拠法則である。ところが、刑事訴訟法第321条の3の新設による「司法面接」的手法の導入は、被告人の権利である証人審問権を、本来司法面接が対象とする範囲を大幅に超えて制限することになりかねず、また、専門的訓練を受けておらず、中立性が担保されていない非習熟者による聴取の結果、被暗示性・被誘導性を十分に排除できていない供述を、伝聞法則の例外として有罪の証拠として採用することになりかねず、刑事訴訟手続の原則について看過することのできない重大な改変につながる危惧がある。

先日再審公判の開始が確定した袴田事件を挙げるまでもなく、私たちは、今日においても冤罪が少なからず発生し、それに苦しむ人々がいることを忘れてはならない。

当会は、同法律案において、このような刑事訴訟手続の重大な改変につながりかねない「司法面接」的手法の無限定な導入には異を唱えざるを得ない。よって、上述のような懸念を払拭するため、同法律案により新設される刑事訴訟法第321条の3につき、少なくとも次の点を修正するなどの再考を求める。

- 1 同条第1項第1号イに規定する被害者を先ずは子供に限定し、かつ同号ハを削除し、もって対象となる供述者を限定すること
- 2 同条第1項第2号中に、聴取者を心理学的知見をはじめ専門的訓練を受けて習熟した中立の者に限定する旨の規定を付加すること

令和5年4月21日

徳島弁護士会

会長 梶野正寛